

屋外広告物の許可手続き 忘れていませんか？

屋外広告物の設置には許可が必要です！

- ✓ 枚方市では、平成 26 年度から大阪府より事務移譲を受け、枚方市屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っています。（屋外広告物法：昭和 24 年施行）
- ✓ 敷地内にある全ての屋外広告物（看板）の表示面積の合計が「7 m²」を超える広告物を表示・設置するには、市の許可が必要です。
- ✓ 許可が必要な屋外広告物が無許可となっている場合は、違法広告物に該当しますので、速やかに許可手続きをして下さい。
- ✓ 落下事故等を防ぐために、適正な安全点検の実施が必要です。

**条例に違反して屋外広告物を表示・設置した場合は、
法的措置として改善命令、代執行、罰則の規定があります！**

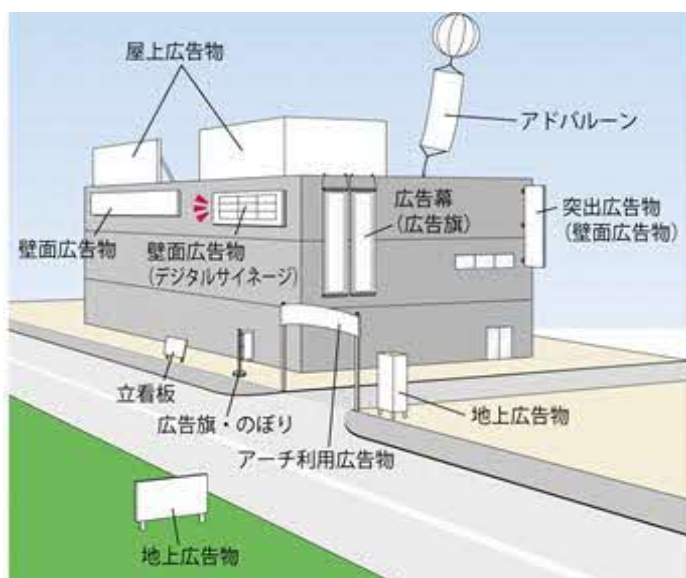
申請の方法について

裏面の申請書類一式および枚方市 HP「屋外広告物の基準と許可申請等の手続き」をご参照ください。

【ポイント】

- ・屋外に設置されている広告物すべての「総面積」が対象となります。
- ・2年に一度、継続手続きが必要となり、その都度手数料が必要です。
- ・テナントビルに入居している場合で、他社の広告物も併せて設置されている場合は、まとめて一括で申請する、あるいは、テナントごとに申請する、などの申請方法についてビル管理者とテナント間でご確認ください。
- ・高さ 4m 超又は 1 基あたりの表示面積 7 m² 超の広告物は有資格者による点検が必要となり、その報告書を併せて届け出る必要があります。

【規制対象となる屋外広告物の種類】



屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に対して表示・設置される立看板、地上広告物、壁面広告物、屋上広告物、などの広告物をいいます。

このなかには商業広告など営利目的のものはもちろん、個人の名前や事務所・営業所名、コーポレートカラー、シンボルマーク、商標等の表示なども含まれます。

<お問い合わせ先>

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課
景観・住宅係

TEL : 072-841-1478 (直通)

MAIL : jumachi@city.hirakata.osaka.jp

HP : 枚方市 HP より「屋外広告物」で検索



種 別	添付書類	摘 要
継続許可申請	①許可申請書	様式第 2 号（記入例同封）
	②面積算定一覧表	面積の算定式を記入したもの
	③安全点検結果報告書	様式第 3 号 高さ 4m 超又は 1 基あたりの表示面積 7 m ² 超の広告物の場合必要
	安全点検者の資格を確認できる書類	点検者の資格を有することが確認できるもの
	点検状況を示す写真	点検及び改善状況 写真添付・所見記載用紙参照 ※広告物の種類、撮影年月日、点検箇所、異常の有無を記載
	④付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	⑤現況写真一覧表	設置場所がすべてわかるもので、直近に撮影したもの(撮影日記載) ※作成については、「現況写真一覧表」をご活用下さい。 (記入例同封、枚方市 HP 掲載)
	⑥配置図	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
	⑦立面図	建築物・広告物等の両方を含んでいるもの
	⑧意匠図	形状、寸法、材料がわかるもので着色したもの ※景観重点区域（枚方宿地区）内の申請にあっては、マンセル表色系に基づく色彩の表示が併せて必要
	⑨構造図 ※ 1	建築物・広告物等の両方を含んでいるもの
	⑩配線図 ※ 1	広告物等自体に電気設備を使用する場合必要
	⑪道路占用許可書（写）	突出広告物等で、道路等の上空を占用する場合必要
	⑫道先案内先施設の 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの ※道路軸制限区域における適用除外を受ける道先案内図に係る許可申請の場合
工事の完了等届出 ※広告物を除却した場合	①届出書	様式第 8 号
	②付近見取図	方位、道路及び目標となる地物を明示したもの
	③写真一覧表	除却の前後がわかるもの
その他添付を 要する書類	委任状	申請者が当該申請手続き、届出手続きを代理人に委任する場合 ※申請者等の自署または記名押印は不要。
	変更許可申請書	様式第 4 号 前回から数量が増加する場合や、面積が大きくなる場合必要
	変更届	様式第 5 号 前回から申請者や管理者に変更がある場合や数量が減少する場合、 意匠に変更がある場合必要
	その他の図書	必要に応じ市長が必要と認めるもの

※ 1 ⑨、⑩については前回許可申請より変更がなければ省略することができます。

参 考

違反広告物に対する措置

条例等に違反した広告物については、その表示・設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置をとるよう指導・勧告・命令することや、許可を取り消すことがあります。

指導・勧告に従わない場合には、公表することがあります。また、命令に応じないときは、強制的に除却することがあります。

報告の徴収及び立入検査

条例の目的を達するため特に必要がある場合には、報告を求めることや立入検査を実施することがあります。

罰則

条例に違反した場合には、1 年以下の拘禁刑や 50 万円以下の罰金などに処せられることがあります。また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や表示・設置を指示した者に対しても罰則の規定が適用されることがあります。